

宮城県骨髄バンクドナー助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、骨髄移植の推進を図るため、第3に規定する事業に関して市町村が支弁した経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において骨髄バンクドナー助成事業補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「骨髄バンク」とは、公益財団法人日本骨髄バンクで実施する骨髄バンク事業をいう。

2 この要綱において「対象者」とは、骨髄バンクを介して骨髄・末梢血幹細胞（以下、「骨髄等」という。）を提供した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者をいう。

(補助の対象)

第3 骨髄バンクドナー助成事業補助金の交付対象となる経費は、市町村が対象者に助成した費用であって、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談を対象とし、1日2万円、7日間を上限とする。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療処置によって生じた健康障害に係る通院等は除く。

- (1) 最終同意のための面談
- (2) 健康診断のための通院（最終同意以降の通院に限る。）
- (3) 自己血採血のための通院
- (4) 骨髄等採取のための入院
- (5) その他骨髄等の提供に関して、骨髄バンクが必要と認める通院等

(補助率)

第4 県は、市町村に対して補助対象経費の2分の1以内の額を補助するものとする。ただし、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

(交付申請書の添付書類)

第6 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助事業等に係る歳入歳出予算書抄本
- (4) 補助事業等に係る実施要綱等の写し

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、知事の承認を受けるいとまがなく補助事業実績報告書を提出する場合にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況の報告)

第8 規則第10条の規定による報告は、別紙様式第4号によるものとする。

(実績報告書)

第9 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。ただし、第7第1号ただし書きの場合における補助事業実績報告書は、事業変更承認申請書を兼ねるものとし、その様式は、別記様式第6号によるものとする。

2 前項の補助事業実績報告書は、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第10 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額調書（別紙3）
- (2) 事業実績書（別紙2）
- (3) 各対象者に対する交付決定通知書等の写し
- (4) 各対象者から提出のあった骨髓バンクが発行する証明書の写し
- (5) 補助対象事業に係る歳入歳出決算書（見込書）抄本

(補助金の交付方法)

第11 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(書類の提出部数)

第12 この要綱により、知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。